

仕 様 書

1 事業名称

令和8年度 鑑賞教育事業業務委託

2 趣旨・目的

東淀川区では、自己肯定感・自己有用感の向上、ひいては他人を思いやる意識（人権意識）の向上が課題である。

古典芸能公演を鑑賞することにより、豊かな情操や感性を育むことで、児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上を図り、心身の健やかな成長を促し、明るく楽しい学校生活が営まれている東淀川区をめざすことを目的として実施する。

3 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

4 適用範囲

- （1）この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
- （2）この業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び本市職員の指示によるものとする。
- （3）受託者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義が生じた場合は、本市の担当者と協議するものとする。

5 実施条件

（1）企画内容

古典芸能公演を鑑賞することにより児童生徒が豊かな情操や感性を育むような内容が含まれていること

下記のア～オを構成の基本として、児童生徒にわかりやすい内容で企画立案し、制作すること

- ア 趣旨・目的に沿った内容になるよう、実演や演目の意味・背景等の解説を含めること
- イ 児童生徒が体験に参加できるようなプログラムを含めること
- ウ 児童生徒にとって身近に感じられるものを選定すること
- エ 日本の伝統芸能（能・狂言・文楽等演劇のほか講談・落語等日本の伝統的な演芸も含む。）の公演とすること
- オ 各回2名以上の出演者により実施すること
- カ 公演時間は体験等を含め小学校は概ね60分、中学校は概ね60～90分とすること
- キ 提案演目の実施を基本とするが、学校からの要望があれば別の演目の提供及び休憩時間の設定を可能とすること
- ク 社会情勢等を鑑みて、既定どおりの演目の実施が困難となった場合の代替案（予算内で実施できるもの）も提示すること

(2) 対象

ア 東淀川区市内市立小学校1年生から6年生までの児童

イ 東淀川区市内市立中学校1年生から3年生までの生徒

(3) 履行場所及び実施日時等

東淀川区内の小学校(13校)、中学校(4校)

学校名	住所	実施回数	児童 生徒数 (概数)	実施時期 (予定)
井高野小学校	井高野 1-28-27	1回	300人	10月～11月
大隅東小学校	瑞 光 5-8-19	1回	210人	4月下旬～5月
大隅西小学校	大 隅 2-3-18	1回	200人	11月～12月中旬
小松小学校	小 松 3-18-15	1回	720人	10月
大桐小学校	大 桐 4-1-15	1回	300人	6月上旬もしくは11月
大道南小学校	大道南 1-23-6	1回	260人	5月中旬～6月上旬
豊里小学校	豊 里 5-14-60	1回	620人	5月下旬～6月上旬
豊里南小学校	豊 里 5-12-41	1回	240人	11月上旬～中旬
豊新小学校	豊 新 4-17-26	1回	210人	10月中旬～11月上旬
新庄小学校	上新庄 2-20-5	1回	300人	5月
下新庄小学校	下新庄 5-2-9	1回	290人	5月上旬
菅原小学校	菅 原 6-3-25	1回	600人	10月～11月
東淡路小学校	東淡路 3-3-32	1回	310人	5月
大桐中学校	大桐 4-5-8	1回	510人	11月～12月
東淀中学校	豊 里 6-25-19	1回	650人	11月～12月
新東淀中学校	豊 里 1-10-32	1回	200人	11月上旬
淡路中学校	西淡路 4-25-53	1回	240人	6月もしくは7月

実施日時及び上演時間・設営・撤収の詳細については、受託者が実施校と調整し決定する。

土曜授業での実施を希望する学校については、可能な限り対応すること。

実施については実施校の体育館舞台上で行うことを基本とする。

児童生徒数は予定であり多少変更となる可能性がある。区内の学校と調整のうえ、午前と午後で異なる学校に訪問することを可能とする。

6 業務内容

(1) 鑑賞教育の実施

ア 鑑賞教育に係る企画立案、制作に関すること

イ 出演者(団体)との出演交渉、出演契約、連絡調整に関すること

ウ 公演の実施に関すること(司会等の進行管理を含む)

エ 出演者(団体)に係るプロフィール、写真等の収集に関すること

オ 鑑賞教育に必要な機材、備品、物品等の調達に関すること

カ 実施内容については、実施校の希望も確認し最終調整を行うこと

(2) 事前調整

ア 委託者との公演内容・設営等の協議に関すること

イ 実施校との公演内容・設営等の連絡調整に関すること

ウ 日程の調整に関すること(事情により当初実施予定日に変更になる場合も含む)

(3) 舞台設営関係

ア 舞台等の会場の設営・撤去に関すること

イ 音響・照明に関すること

ウ その他会場に関すること

※ 舞台装置等の設営・撤去に係る搬送用車両の駐車スペースについては、実施校との調整のうえ受託者側で確保すること

※ 常に諸機材の整理整頓に努めるとともに、公演が終了したときは、撤収、原状復帰、清掃を完全に実施し、実施校の確認を得ること

(4) 印刷物

実施校の要望があれば、対象に応じた写真・絵などを使用したわかりやすい内容の配付資料を作成し、配付すること

(5) 管理運営

ア 事業参加者の事故、実施校の会場及び備品等の破損、児童生徒の怪我に対応できる損害保険の加入に関すること

イ 写真等の公演の記録に関すること

ウ 著作権使用料に関すること

エ 準備から公演、撤収までの安全確保に関すること

(6) 児童・生徒の振り返り

児童・生徒に対して、鑑賞で感じたことなどを記載するワークシートを作成、実施すること。ワークシートの内容は委託者と協議すること

(7) 教員アンケート

実施校と調整の上、区役所で作成したアンケートを実施し、アンケート結果を業務完了報告書とともに提出すること

(8) 感染症対策

会場の消毒、換気及び児童生徒の適切な距離の確保等、実施校と調整し、必要となる対策を行うこと

(9) その他

ア 本業務実施に伴い必要な提出書類の作成・提出に関すること

イ その他本業務の遂行に必要な事務・作業に関すること

ウ 台風等で実施日に学校が臨時休校となった場合に実施予備日の設定が可能であること。ただし、追加料金は発生しないこと

7 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

8 業務完了報告

業務完了時は、公演ごとに、実施日時、実施校、公演内容、公演記録（公演中の写真2枚程度）、事業実施内容、アンケート結果を記載した業務完了報告書（A4版）及び当日配付資料各1部を実施校からアンケートを受領してから2週間以内に委託者へ提出すること

9 委託料の支払い

業務完了後、区の検査を受けて経費額を確定した後に行う。ただし、業務の完了前に、当該検査に合格した出来高部分の委託料については、受託者の請求に基づき、契約総額から割り戻した1回の実施経費に実施回数を乗じた金額を、本市の検査を経て支払いを行う。実施経費については1校につき150,000円とする。

なお、この支払いに関する請求は、月1回を超えることができない。

10 再委託

- （1）受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を再委託することはできない。
- （2）受託者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- （3）受託者は、（1）及び（2）に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- （4）地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受託者を選定したときは、この限りではない。
- （5）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第43条の2に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施し、報告すること。

12 その他

- （1）この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては委託者の指示に従うものとする。
- （2）打ち合わせや業務実施に関する経費など、この業務に関する一切の経費は、すべて契約金額に含まれるものとする。
- （3）この業務の演目の決定、公演準備などの遂行にあたっては、委託者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を行うこと
- （4）守秘義務として、この業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- （5）実施校の要望があれば、公演時の写真を撮影し実施校に提供する。（写真撮影時は児童生徒の個人がわからないようにするなどの配慮をすること）
- （6）公演時に配付したチラシ、パンフレット等があれば、委託者及び実施校でのホームページ掲載等を可能とする。

職員等の公正な職務の執行の確保に係る特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（障がいのある人への合理的配慮の提供）

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：事業者）